

令和3年度 補助金等情報一覧<<市民生活部>>

番号	事業名	補助対象(者)	対象事業・助成内容(概要)	問合せ先	詳細アドレス
1	登米市新生児特別給付金	【給付対象者】 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した乳児で、出生後最初に登米市の住民基本台帳に記録された方 【受給権者】 給付対象者を監護又は養育する父または母	【給付額】 給付対象者1人につき10万円 【申請期限】 令和3年4月30日まで	登米市市民生活部 市民生活課市民総務係 TEL: 0220-58-2118	https://www.city.tome.miyagi.jp/simin/kyuhukin/shinseizi.html
2	登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金	以下の要件を満たす人 ①市内に住所を有する(予定を含む)個人で、補助対象機器を設置する建物を住宅として使用する人 ②交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う人、又は引渡しを受ける人 ③すべての市税に滞納がない人 ④当該補助金の交付をこれまでに受けていない人	木質バイオマス燃焼機器設置事業 【補助対象経費】 ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機器及びボイラーの購入、設置に関する費用 【補助金額】 補助対象経費の3分の1又は100,000円のいずれか低い額(上限額:100,000円、千円未満切り捨て)	登米市市民生活部 環境課環境政策係 TEL: 0220-58-5553	http://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/shisejoho/machizukuri/kankyo/hojose/jyutakuyosinsyouenerugi/index.html
3	登米市ごみ集積所設置費補助金	市内の自治会、町内会、行政区等	【補助金額】 新設又は全面改築するごみ集積所に係る工事請負費又は本体購入費の2分の1以内の額 (上限額:9万円、千円未満切り捨て)	登米市市民生活部 環境課廃棄物対策係 TEL: 0220-58-2064	http://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/kurashi/sekatsukankyo/gomi/hojo/hojyokin.html
4	登米市資源ごみ回収報奨金交付事業	児童、生徒若しくは、その保護者で構成される団体、又は地域環境保全活動に取り組む団体	【報奨金額】 資源ごみ回収業者等に売却した資源ごみ売却代金の10%の額を交付 ※実施前の、団体登録が必要です。	登米市市民生活部 環境課廃棄物対策係 TEL: 0220-58-2064	http://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/kurashi/sekatsukankyo/gomi/hojo/housyokin.html
5	里帰り先妊婦健康診査助成事業	市内に住所を有し、出産のため里帰り等により医療機関において、妊婦健康診査を受診した方 ※多胎児追加助成あり	【助成額】 初回 25,790円 2回目~10回目 6,500円 11回目~14回目 8,500円	登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL: 0220-58-2116	http://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/ninshinshussan/teatejose/ninpu.html
6	養育医療給付	出生時に生育が未熟であるとして、指定養育医療機関の医師が、入院養育が必要と認めた児	指定医療機関で受けた養育医療に係る医療費及び食事代 ※おむつ代、差額室料等は助成の対象とはなりません。	登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL: 0220-58-2116	http://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/ninshinshussan/teatejose/yuikuiryou.html

7	不妊に悩む方への特定治療支援事業	<p>以下の条件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けていること 特定不妊治療の受療日以前において、夫婦または夫婦のいずれか一方が1年以上登米市内に住所を有していること 他の市町村において、特定不妊治療の助成を受けていないこと 	<p>「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」(外部サイトへリンク) (以下「県事業」と市事業の両方の助成を受けることが可能です。</p> <p>【助成金額及び回数】</p> <p>1回の治療につき10万円を限度に助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 県事業の助成金を差し引いた額から、10万円を限度に助成します。(1回の治療毎) 助成回数については、県事業に準じます。 <p>※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。</p> <p>※他の市町村から既に助成を受けている場合には、その助成された回数を通算回数から控除します。</p>	<p>登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL : 0220-58-2116</p>	<p>http://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/ninshinshussan/teatejose/funin.html</p>
8	がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業	<p>以下の要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請日において登米市内に住所がある方 がんと診断され、医療機関においてその治療を受けた方、または受けている方 がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある方または支障が出るおそれのある方 市町村民税の所得割額(住民票上の世帯の構成員のうち収入がある方の所得割課税年額の合算額をいう。)が304,200円未満の世帯の方 過去に他の都道府県または市町村において医療用ウィッグの購入に対する助成等を受けていない方 市税の滞納がない方 <p>※年齢、性別に制限はありません</p>	<p>【対象経費】</p> <p>申請する年度内に購入した医療用ウィッグ本体の購入経費</p> <p>※部分用ウィッグや毛髪付帽子タイプは除く</p> <p>1人1台に限る</p> <p>助成対象経費の全額とし、3万円を上限とする。</p>	<p>登米市市民生活部 健康推進課保健推進係 TEL : 0220-58-2116</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/kenkosuisin/kurashi/kenko/wigggu.html</p>
9	登米市障害者自動車操作訓練費助成事業	<p>・身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、免許取得により社会参加が見込まれる方</p> <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 手帳について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】</p> <p>大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車・牽引自動車(限定解除は除く)の運転免許を取得する方で、免許を取得するために自動車教習所において教習を受けるのに直接要した費用の3分の2以内の額(限度額10万円)</p>	<p>福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL : 0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>
10	登米市身体障害者用自動車改造費補助事業	<p>・上肢、下肢、体幹機能の障がい等級(個別等級)が1級から3級の身体障がい者</p> <p>・就労等社会参加のために自ら運転する車の一部を改造する必要がある方</p> <p>・前年度所得が特別障害者手当に係る所得制限額の範囲内であること</p>	<p>【補助額】</p> <p>自動車の改造に直接要した費用(改造費・備品費)の3分の2以内の額(千円未満の端数切り捨て)(限度額10万円)</p>	<p>福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL : 0220-58-5552</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html</p>

		※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。			
11	登米市障害者自動車燃料費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、自己の所有する自動車を自ら運転する方等 ・障害者の方と同居する方についても対象となる場合があります。 <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 交通について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 1月当たり2千円（1千円券を2枚交付）の自動車燃料費助成券を交付</p>	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.to me.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
12	登米市福祉タクシー利用助成事業	<p>下記に該当する方で市民税非課税の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方、および3級で在宅酸素療法を受けている方、または車いすを常時利用されている方 ・療育手帳Aの交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方 <p>注：ただし、透析患者通院交通費助成を受けている方及び障害者燃料費助成券をお持ちの方は該当になりません。</p> <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 交通について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 ・小型タクシーの基本料金（初乗り料金）を助成 ・福祉タクシー助成券を1か月につき4枚交付</p> <p>※人工透析患者通院交通費助成事業及び障害者自動車燃料費助成事業と選択制となります。</p>	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.to me.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
13	登米市透析患者の通院に要する交通費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住している方で、現に人工透析療法による医療の給付を受けている方 <p>※ただし、下記に該当する方は対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護による通院移送費の給付を受けている方 ・障害者自動車燃料費助成券をお持ちの方 ・福祉タクシー利用助成券をお持ちの方 ・無料の送迎や自転車で主に通院されている方 <p>※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。</p>	<p>【助成額】 月額2千円を助成 ・人工透析を受けるため、医療機関への通院に要する交通費の一部を助成</p> <p>※障害者自動車燃料費助成事業及び福祉タクシー利用助成事業と選択制となります。</p>	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL：0220-58-5552	https://www.city.to me.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html

14	登米市在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住している方で、呼吸器機能障がい1級及び3級の身体障害者手帳を所持する方で、医師の指示により在宅酸素療法を実施している方 ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。 	【助成額】 月額2千円を助成	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL : 0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
15	登米市難聴児補聴器購入助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児で、次のすべての要件を満たす方 ・登米市在住の18歳未満の児童 ・両耳の平均聴力レベルが30デシベルから70デシベルまでで、身体障害者手帳の交付対象とならないこと ・補聴器装用により、脳の発達及び言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること ・所得要件として、同一世帯の市町村民税最多納税者の納税額が46万円未満であること ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 在宅障がい者のための福祉について をご覧ください。 	【助成額】 各種補聴器基準価格の3分の2以内の額(経費が基準価格以下の場合はその額の3分の2) ※補聴器購入前に申請が必要になりますので、事前にお問い合わせください。	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL : 0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
16	登米市障害者(児)日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病の診断を受けている方 ※詳細については、詳細アドレスから障がい福祉のしおりのページ 補装具・日常生活用具について をご覧ください。 	【負担額】 <ul style="list-style-type: none"> ・定率負担となり1割を利用者が負担することになります。 ・ただし、所得に応じて負担額に一定の上限が設けられています。 	福祉事務所 生活福祉課障がい福祉係 TEL : 0220-58-5552	https://www.city.tome.miyagi.jp/seikatufukusi/kurashi/fukushi/shogaisha/syogaisiori.html
17	登米市介護職員初任者研修等受講支援事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> ①市内の介護事業所に就労を希望する方 ②市内の介護事業所に3か月以上従事している方 ③介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービス提供の担い手として参画を希望する方 	①研修助成金 【助成対象研修】 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修 【助成金の額】 受講料等2分の1で、50,000円を限度 ②就労準備金 ①の助成金の交付を受け、研修終了後6か月以内に市内の介護事業所に就労した方に50,000円を交付	福祉事務所 長寿介護課長寿社会係 TEL : 0220-58-5551	https://www.city.tome.miyagi.jp/chojyukaigo/kurashi/fukushi/kaigo/kaigosyokuinnkenssyuujukousiennjigyou.html

18	<p>登米市結婚新生活支援事業</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たす世帯</p> <p>①補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が、申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること</p> <p>②婚姻日（婚姻届を提示し、受理された日をいう。）における、夫婦のいずれかの年齢が49歳以下であること</p> <p>③夫婦の双方または一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと</p> <p>④住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと</p> <p>⑤夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入する場合には、転入前の市町村税について滞納していないこと</p>	<p>【補助金額】</p> <p>住宅取得費用、住宅賃貸費用、引越費用を合計した額で、1世帯あたり30万円を上限に補助</p>	<p>福祉事務所 子育て支援課子育て支援係 TEL : 0220-58-5562</p>	<p>https://www.city.tome.miyagi.jp/kosodate-shien/kekonsinseikatu.html</p>
----	---------------------	--	---	--	--